

令和 2 年 5 月 18 日改訂

暴風警報（特別警報）発令時における学校の臨時休業
並びに児童生徒の安全確保について

令和 2 年 5 月 18 日
豊見城市教育委員会

1 臨時休業の取扱いについて

(1) 臨時休業を行うことができる場合

- ① 暴風(特別)警報等が発表されたときは、臨時休業の措置をとることができる。
- ② 暴風(特別)警報等の発表前及び解除後においても、校区内の状況に応じ、臨時休業を行うことができる。
- ③ 上記以外の場合においても、特例として校区内の状況(河川の氾濫、道路決壊、浸水等のおそれがある場合)に応じ、臨時休業を行うことができる。

(2) 暴風（特別）警報等の解除に伴う対応について

- ① 解除が、午前 6 時前に行われた場合
通常通り登校、登園する。（給食あり※1・※2）
- ② 解除が、午前 7 時前に行われた場合
○ 8 時 30 分までに登校する。（給食なし）
○ 1 校時～4 校時の時間割を準備する
○ 4 校時終了後下校
- ③ 解除が、午前 7 時以降に行われた場合
引き続き 臨時休業（各家庭で学習）

※給食の献立の変更の可能性
があります。
※停電により給食が提供
できない場合があります。

2 園児・児童・生徒の安全確保について

- (1) 登校後に暴風(特別)警報等が発表されたときは、暴風、大雨、洪水等の自然災害から園児・児童・生徒を守るため、「安全確保」を優先し、保護者に連絡し、引き取ってもらうことを原則とする。給食等の対応については、暴風(特別)警報等が発表された時刻に応じて決定する。
- (2) 暴風(特別)警報等発表時における学校の臨時休業及び安全確保については、園児・児童・生徒に十分な事前指導をするとともに、保護者に対しても文書または P T A 等の会合を利用して周知徹底を図ること。